ヘーゲル法哲学における「世論」とは何か

序に代えて

そして国民は本当に「世論」を把握できるのか。わされる「世論」というものは、そもそも信用に足りうるのだろうか。「世論」の動向を参考にしていると言える。だが、政治に関して巷間交国民が政治的判断を下すにあたって、私たちは意識的・無意識的に

(Öffentliche Meinung)を規定するにあたり、国民の言論・出版の自由と(Öffentliche Meinung)を規定するにあたり、国民の精神から発している積極面と、世論の言説自体は信用にたり得ないような危うさがあることの両面について語っている。また、学生に直に語った講義を筆記ることの両面について語っている。また、学生に直に語った講義を筆記ることの両面について語っている。また、学生に直に語った講義を筆記がが、世論」をいかなる存在と捉えているかを示す補足を多数行ってがルが「世論」をいかなる存在と捉えているかを示す補足を多数行ってがルが「世論」をいかなる存在と捉えているかを示す補足を多数行ってがルが「世論」をいかなる存在と捉えているかを示す補足を多数行ってがルが「世論」をいかなる存在と捉えているかを示す補足を多数行ってがルが「世論」をいかなる存在と捉えているかを示す補足を多数行ってがルが「世論」をいかなる存在と捉えているかを示す補足を多数行っている。

存在であると考えたのではないか、という評論もある。例えば、次のよ力を信用しておらず、世論を表明する国民は真理を認識し得ない無力なることである。そのため、ヘーゲルは「世論」が世界を認識し実現するを持ち出したり、「尊重にも軽蔑にも値する」などという表現をしていで世論が本質を見誤っているところへ登場する「英雄」(世界史的個人)へーゲルの「世論」論については色々な特徴がある。たとえば「補遺」

る」。

「かくて世論は、一方の国家次元では、その非有機性を主に公開の議会できるとするのである。〔中略〕ここにおいてもヘーゲルの民衆は、なできるとするのである。〔中略〕ここにおいてもヘーゲルの民衆は、なできるとするのである。〔中略〕ここにおいてもへーゲルの民衆は、なできるとするのである。〔中略〕ここにおいてもへーゲルの民衆は、なできるとするのである。〔中略〕ここにおいてもへーゲルの民衆は、ないさるとするのである。〔中略〕ここにおいてもへーゲルの民衆は、ないされるとするのである。〔中略〕ここにおいてもへーゲルの民衆は、ないされることになる。「かくて世論は、一方の国家次元では、その非有機性を主に公開の議会にが真であり何が最善であるかをみずから理解しえない存在なのである。

伊

藤

信

也

いる。

いる。

ここまで断定していなくても、例えば数少ないヘーゲル法哲学の概説

したかったのだろうか。 果たしてへーゲルは、「世論」の議論を通じてそのようなことが主張

言も合わせて検討することにある。それは、生み出された「世論」が国を反映している存在なのかどうか、その関係を含めて「講義録」での発本稿の目的は第一に、ヘーゲルにとって「世論」が国民の意志や精神

ヘーゲル法哲学における「世論」とは何か

どうかである。この二点を検討したい。は、ヘーゲルにとって国民は世論を認識できる存在だと考えていたのか民が信用するに足りうる存在であるかどうかにつながる。そして第二に

る。だから私たちは全年代の講義録を読むことが可能となった。は、ヘーゲルが講じた法哲学関連の講義ノートの大半が活字化されていどは、ヘーゲル死後に出版された『ヘーゲル全集』の編者によって各節どは、ヘーゲルの後に出版された『の編者によって各節とは、ヘーゲルの法哲学『要綱』についてなされている議論の殆

についてどういう見解を持っていたのかを総合的に判断したい。て「講義録」での「世論」に関する議論を整理して、ヘーゲルが「世論」を確認して、上記のような評論を生み出した原因を検討したい。あわせ次に『ヘーゲル全集』の『要綱』の「補遺」部分に何が書かれていたか注目するために「補遺」を除いた本文のみの議論の流れを見ていきたい。そのためまず、ヘーゲルが世論について『要綱』で行った議論のみに

と言い換えるのは妥当である。 と言い換えるのは妥当である。 と言い換えるのは妥当である。 と言い換えるのは妥当である。 と言い換えるのは妥当である。 と言い換えるのは妥当である。 と言い換えるのは妥当である。

また、ルソーも社会契約論の思想家として世論の役割と機能に言及しまた。彼は『ダランベールへの手紙』のなかで、法で習俗は規制され得ないが、世論では可能であるとして、以下のように書いている。「では、どういうことによって政治は習俗に働きかけることができるのでしょすが、社会にあっては、他人の意見から生まれてきます」。このルソーの立場も、政治が民衆へ影響をもたらす媒体として世論を捉えている。「では、一の立場も、政治が民衆へ影響をもたらす媒体として世論を捉えている。「では、一の立場も、政治が民衆へ影響をもたらす媒体として世論を捉えている。「では、一の立場も、政治が民衆へ影響をもたらす媒体として世論を捉えている。「では、世が、世論という大きな意思の塊が形成されることも見据えている。

な道具として「世論」が考えられていたと思われる。価する議論と言える。普通選挙権の無い時代に、国民の動向を知る重要従うことを求め、「世論」が実際の政治を動かしているという立場で評これらの議論は、政治を左右する「世論」という力に為政者や民衆が

しあたり考慮の外に置かれている。たその「世論」を私たちは認識しうるものなのかどうかについては、さかどうか、つまり国民の意志として信ずるに足るものなのかどうか、まだがこれらの議論には、「世論」が国民の意志を正確に反映している

ている。

さ規定を、そして世論と国民の精神とどういう関係にあるのかを考察し問題につながっている。諸個人の身体を通して発せられる「世論」の概対する態度は、ヘーゲルが生身の諸個人の「声」をどう扱うか、という

「世論」に対する議論の要点を確認しておきたい。ただし前述した通り、まず、『要綱』でヘーゲルが主張した、三一六節から三一八節までの

ず、議論の流れを追うこととする。して付加されている「補遺」は、さしあたり『要綱』の議論とは見なさ『第五回講義』と『第六回講義』の講義録から一部を半ば恣意的に編集

う形で「世論」の規定を行っている。 『要綱』三一六節は国民の「形式的主体的自由」についての規定とい

なって現象するとヘーゲルは規定している。自由」として定式化されているが、この形式的主体的自由が「世論」とそして「発表する」とは、現代では「思想信条の自由」「言論・出版の「普遍的要件たる公事」に「自分自身の判断と意見と提言」を持ち、

「特殊的なもの」から離れられない。る現象であるという制限をあらかじめ持つがゆえに、「私見」というその一方で、その「世論」は個々人の意識を通ってその口から語られ

本質性は非本質性とまったく同様に直接的である」(同節)。れた世論は、それ自身の現存する矛盾、現象としての認識であり、その身としては個人独自の特殊的なものと結びついている。だから現実に現るものが、その反対のものと、すなわち多くの人々の私見というそれ自「世論においては、即かつ対自的に普遍的なもの、実体的にして真な「世論においては、即かつ対自的に普遍的なもの、実体的にして真な

性のフィルターを通過するために世論がすべて「即かつ対自的に普遍的民の精神を反映したものとは言い難いということになる。諸個人の特殊質性と同様に直接的だということは、現れた世論それ自体をそのまま国現実に現れた世論が「現存する矛盾」だという表現で、本質性が非本

る。なもの、実体的にして真なるもの」とは言えなくなることを指摘してい

る。

消極面を規定している。まず積極面は次のようになる。 次の三一七節では、三一六節での規定に基づいて「世論」の積極面と

いる」(『要綱』三一七節)。 で含んでおり、同じくまた現実社会の真の欲求と正しい方向とを含んでなわち全ての人に先入見の形態をとって浸透している人倫的基礎の形式なわち全との人に先入見の形態をとって浸透している人倫的基礎の形式で、す制と立法と全般的状態一般との真の内容と成果とを、常識の形式で、す「だから世論は、正義の永遠の実体的諸原理を、そしてまた全国家体

家や議会を国民の精神に添った方向に向かわせる側面と言えよう。 家や議会を国民の精神に添った方向に向かわせる側面と言えよう。 で、すなわち「すべての人に先入見の形態をとって浸透している人倫的基で、すなわち「すべての人に先入見の形態をとって浸透している人倫的基的にも真理を把握する資格があるとされている。それを「常識の形式」にあたって憂慮すべき点は何もないだろうか。世論は正義論的にも国家論態一般」との「真の内容と成果」を含むというのだから、これはまさに態一般」との「真の内容と成果」を含むというのだから、これはまさに世論は「正義の永遠の実体的諸原理」、「全国家体制と立法と全般的状

のか」を説明している。
ここから消極面の規定へ移行する。「なぜ世論は誤りを含んで現れる

ある」(同節)。
「一しかしそれと間時に、世論のなかに含まれているこうしたものが
「一しかしそれと同時に、世論のなかに含まれているこうしたものが
「一しかしそれと同時に、世論のなかに含まれているこうしたものが
「一しかしそれと同時に、世論のなかに含まれているこうしたものが

世論が「私見」という形式で表明されざるを得ないところからくる問題ら、現実に私見と私見が対立している状況を想定した話に入る。つまりが人々の口から発せられるがゆえの宿命とも言うべきだろうか。ここかとして目に見える形で現れた途端に、「私見のまったき偶然性、その無として目に見える形で現れた途端に、「私見のまったき偶然性、その無

のである」(同節)。 意識であるから、私見はその内容が悪ければ悪いほどそれだけ独自的な「私見にとって大事なのは、見方や知識の一般とは異なった独自性の

点に言及していくのである。

る。

離れていればいるほど、オリジナルな私見という扱いをされることになが見」の存在意義があるから、「悪ければ悪いほど」、つまり真理から錯誤」なのは当然だろう。しかも他の人と違うことを言えば言うほど 個々人が好き勝手に色んな意見表明をする。それでは確かに「無知と

(司命)。 この独自的なものこそ私見が自慢するところのものであるからである」この独自的なものこそ私見が自慢するところのものであるからあるのに対し、理性的なものは即かつ対自的に普遍的なものであるが、「というのは、悪いものはその内容がまったく特殊的で独自なもので

はない」のである。 えに、声高に叫ばれる。「声なき声」は、私見の世界ではまさに「声でえに、声高に叫ばれる。「声なき声」は、私見が独自であればあるほど、それが他者とは異なる私見であるがゆ

ついてほど/より多く意見を述べる」というイタリアの詩人アリオスト知な民衆ときたらだれかれとなく非難し/ろくに分かりもしないことにはないという議論を進め、有名な諺である「民の声は神の声」と、「無三一七節の後半は、世論に対する賛否は第三者の主観的見解の相違で

の詩を引用している。

二四

がずらっている限りはそうだ、とヘーゲルは言う。 「世論の直接そとに現れた姿(die unmittelbare Äußerung)」(同節)にかはない」(同節)としている。何が本気かが見分けにくいのは当然で、真理にせよ誤謬にせよ、ほんとうに本気で(Ernst)言われているのであかでは、真理と限りない誤謬とがきわめて直接に結合しているから、「両面とも、とりわけ世論のなかに含まれているのである。―世論の

されても「本当に大事なことがらを識別する基準ではない」(同節)。した私見である限り、どんな情熱を込めた私見でも、どんな論争が展開のは世論からは認識されえない」(同節)という。やはり世論が、現象ら、これだけはほんとうに本気で言われている」が、「この実体的なも「しかし実体的なものこそ世論の内に含まれている核心なのであるか

にいる。 とされるもの)、「国民を欺くことは許されているかどうか」という問い (とされるもの)、「国民を欺くことは許されているかどうか」という問い の行動や出来事などを評価する方法に関しては、一おのれ自身によって の行動や出来事などを評価する方法に関しては、一おのれ自身によって の行動や出来事などを評価する方法に関しては、一おのれの実体的基礎に関 の行動や出来事などを評価する方法に関しては、一おのれの実体的基礎に関 の行動や出来事などを評価する方法に関しては、一おのれの実体的基礎に関 の行動や出来事などを評価する方法に関しては、一おのれの実体的基礎に関 の行動や出来事などを評価する方法に関しては、一おのれ自身によって を引用している。それに対し人々が、「国民はおのれの実体的基礎に関い ないれるもの)、「国民を欺くことは許されているかどうか」という問い とくっている。

は到底、世論を信じるわけにはいかないことになる。世論に欺かれてしまう国民の姿をヘーゲルは描いている。これでは国民実体的なものを秘めながらも、外に現れる段階で含まれる誤謬ゆえに、

そして三一八節では、前節の議論を一部繰り返している。

の具体的な意識と外に現れた姿からみてのことであり、尊重に値するの「だから世論は、尊重にも、軽蔑にも値する。軽蔑に値するのは、そ

る

(『要綱』三一八節)。 なかれ曇らされて、先の具体的なもののなかにただ映現するだけである」は、その本質的基礎からみてのことである。だがこの基礎は、多かれ少

「軽蔑に値する」のは、「具体的な意識と外に現れた姿」からみてでいないから、世論に従属しないことが、偉大にして理性的なものへ至は、私たちが知り得る現象面の世論は、軽蔑にしか値しないことになる。は、私たちが知り得る現象面の世論は、軽蔑にしか値しないことになる。「世論は外に現れた姿においては、この基礎を明別する基準を持っていないし、また実体的な面を明確な知へと己のうちで高める能力をもっていないから、世論に従属しないことが、「本質的基礎」からみれば、といあって、「尊重に値する」のは、「具体的な意識と外に現れた姿」からみてでる第一の形式的条件なのである」(同節)。

もの」に至る第一の形式的条件だと述べた続きで、 良い点であると思われる。世論に従属しないのが「偉大にして理性的な も尊敬されうる可能性について触れていることは、 いる。この文脈では、 る。ここで明確に、 ていない」という理由で、 い」し、また「実体的な面を明確な知へと己のうちで高める能力をもっ へ至る「第一の形式的条件」 しかし三一八節の最後に、 世 論が外に現れた姿では、本質的基礎を「明別する基準を持っていな 世論に流されることは理性的でないことを表明して 到底世論を信用することは出来ないと読める。 現実でも学でも「偉大にして理性的なもの」 明示的ではないが、今後世論が現象として は、 「世論に従属しないこと」だとして 以下の様に書いてい もっと注目されても

くれるだろうと確信していいわけである」(同節)。認し承認してくれて、世論のもつもろもろの先入見のなかの一つにして『だがこの偉大にして理性的なものの側では、世論がやがて自分を是

ヘーゲル法哲学における「世論」とは何か

ないはずである。 ないはばいのか。 この変化の根拠を何に ないはずである。 ないはずいはずである。 ないはずである。 ないはずである。 ないはずである。 ないはずである。 ないはずである。 ないはずである。 ないはずである。 ないはずである。 ないはずである。 ないはずである。

では私見に伴う限界を、そして三一八節での世論への不信と同時に、変このようにヘーゲルは世論に対して、三一六節では賛辞を、三一七節つ誤謬性を克服する契機については触れられていない。世論が歴史的に自らが持るが、次の三一九節にこの議論の続きはなく、世論が歴史的に自らが持

化の可能性を示唆して終わっている。

取られている。 取られている。 について触れている点が特徴的である。この「偉人」に関する議論は、 について触れている点が特徴的である。この「偉人」に関する議論は、 について触れている点が特徴的である。この「偉人(der Große Mann)」 について触れている点が特徴的である。この「偉人(der Große Mann)」 が目にする『要綱』に付けられた「補遺」は、この『第五回講義』から が目にする。そして現在私たち について触れている点が特徴的である。この「偉人」に関する議論は、 が目にする。そして現在私たち について触れている点が特徴的である。この「偉人」に関する議論は、 を加いしまする。 である。そして現在私たち について触れている点が特徴的である。この「偉人」に関する議論は、 について触れている。

れているが、そのなかの真実のものを見つけるのが偉人の仕事である。「世論のなかにはいっさいの虚偽と真実(Falsche und Wahre)が含ま

とはないであろう」(『要綱』三一八節補遺)。 世論の軽蔑すべきことを心得ていない者は、決して大事をなしとげることころのものを行って、時代を表現する。ここかしこで耳にするようなところのものを行って、時代を表現する。ここかしこで耳にするような時代が意志しているものを、言い表し、時代に告げ、そして成就する者、

ような蒙昧な存在でしかないのだろうか。という流れなのがだろう。しかし、ヘーゲルにとって国民とはその偽を見極めるのは国民一般には不可能であって、「偉人」に頼るほかはした版を文章の流れ通りに理解すれば、国民とは何が真でありなにが最した版を文章の流れ通りに理解すれば、国民とは何が真でありなにが最した版を文章の流れ通りに理解すれば、国民とは何が真でありなにが最まであるかをみずから理解しえない存在だと、ヘーゲルが考えていたと思われても仕方がないだろう。しかし、ヘーゲルにとって国民とはその思われても仕方がないだろう。

か。 たが、『第六回講義』にも、この「偉人」に関する発言が記録されていたが、『第六回講義』にも、この「偉人」に関する発言が記録されてい 『要綱』三一八節の補遺には『第五回講義』の講義録が使用されてい

のヘーゲルにとって「偉人」とは例えばゲーテのような人物ということ 識にもたらすだけの教養を持たず、ただ偉人の行動を承認するだけです。 が賞賛を得たのは時代の精神が現れていたからだ、と述べている。当時 (『第六回』 感があり、だからこそ偉人は時代の意志を実現してきたのです。 本当の意志を知らず、 にもたらすのは、 っていることはどうでもよい。 国民の本当の意志を識別するのは難しい。国民が自分の意志だと思 三一八節注解)。 偉大な精神の持ち主に限られます。 偉人ほどのエネルギーを持たず、本当の意志を意 この後、 国民の真の意志を感じ取り、 ゲーテの 『若きウェルテルの悩み そこには天才の予 それを意識 国民は

> そしてそれが世論に大きな影響を与えると言う。 開は政治に関わらない市民の権利のために必要であるとした(三一 この偉人も含めてあらゆる個人は「時代の子」であり、 神が憲法体制を形成するといえども、生身の人間を担い手として利用す 導くための、象徴的な生身の人物を用意する必要がある。たとえ国民精 国家を動かしていくわけだが、その世論を指揮し、 精神として本質存在し、その国民精神が憲法体制を形成していく 論のうち、 たのか。ヘーゲルが「世論」を論点に取り上げる前に、「立法権」の る必要がある。それが「偉人」として歴史に名を残すのである。 成立していると言える(同節)。しかしながら現実の世界ではそのよう 綱』二七四節)のであるならば、 を認めている発言としてよく引用される用語でもある。そもそも国民は あるが、少数の諸個人に、 い。そのために、その前の節まで何が語られていたかを振り返っておく。 ることはない。そして結局は国民精神以上の卓見を持つわけではない。 になっているとは限らない。だからこそ世論が議会を動かし、 ここで、この この世論に関する議論が始まる『要綱』三一五節までに何が議論され 世界史的個人」とは 身分制議会を取り上げている。そこでヘーゲルは、 「世論」論がこの節で語られている理由にも触れておきた 『歴史哲学講義』でのヘーゲルの 世論の不十分さを克服するだけの特別な能力 憲法体制が国民精神にとって相応しく 世論の求める方向へ 歴史を飛び越え 有名な用 ひいては 議会の公 四節)。

を尊ぶようになるのである。(中略)〔議会の公開は〕個々人や多数の衆つぎにはまた、官庁や官吏の職務、才能、徳、技能をよく知って、これこれらのことについていっそう理性的に判断する能力を得るとともに、国家の状態と概念と要件とを洞察するようになり、したがってはじめて、国家の状態と概念と要件とを洞察するようになり、したがってはじめて、「知識を持つためのこうした機会を公衆に与えることは、もっと一般

陶冶手段の一つである」(『要綱』三一五節)。の慢心に対する矯正手段であり、彼らのための陶冶手段、しかも最大の

の活動の正当性の認識も可能にすると考えている。の活動の正当性の認識も可能にするというのではなく、その逆に議会や官吏別ることを可能にする。ただ、ヘーゲルは同時に「官庁や官吏」の「才知ることを可能にする。ただ、ヘーゲルは同時に「官庁や官吏」の「才知ることを可能にする。ただ、ヘーゲルは同時に「官庁や官吏」の「才別が「世論」を、いわば陶冶する役割を持っていることを指摘している。開が「世論」に関する議論に進む前に、ヘーゲルは議会の公の活動の正当性の認識も可能にすると考えている。

ており、それらの関連の中で考察されるべき対象となっていることが分「議会の公開」と「言論の自由」にはさまれて「世論」が取り上げられないにせよ、言論の自由の保障が謳われていることを合わせて考えれば、そして世論の議論を終えた直後の『要綱』三一九節では、無条件では

-

う。 の形成問題を国民精神との関連で論じた二七三節―二七四節と同様であ 的に触れられていない、世論に対する考え方が含まれている。憲法体制 ルの発言を取り上げる。 それはさしあたり 変化しうるかを、 さてここから、 議論の対象となるもの(憲法体制、 『要綱』では積極的に論じていないという点である。 『要綱』に収録されていない 『要綱』 その中には時に『要綱』での議論構成では積極 ゆえの簡略性に由来すると判断すべきであろ 世論など) 「講義録」 がある条件下でどう 内でのヘーゲ

> 筆以前の講義録を参照していくことにする。 般と異なる扱い方に関心があったことが示される。まずは、『要綱』執言及しており、ヘーゲルが法哲学関連講義を始めた頃から「世論」の一回講義』でも世論を一面的に肯定的に受け取って良いかどうかについて「要綱」では世論の問題点に踏み込んでいるが、要綱出版前の『第二

ように語っている。を及ぼしていることは語られている。例えば『第一回講義』では、次のを及ぼしていることは語られている。例えば『第一回講義』では、次のも、議会の公開が世論を陶冶することと、世論は現実の政治に必ず影響ルが世論については『要綱』ほど多く触れていないことである。それで『第一回講義』と『第二回講義』に目を通して分かることは、ヘーゲ

的なことについての洞察をも行うのである」(『第一回』一五四節)。の洞察も、同様に大臣たち、政府官庁、そして諸身分の成員自身の個人よび状態と同様に、それについての理性的な概念と正当な判断について「〔議会の公開によって〕とりわけ世論自身が、国家の現実の業務お

「身分制議会の中には国民のもっとも品位のあることおよび最善のこはあらゆる国民の徳の根源です」(同節注解)。その格率は直接には国民の世論の最大の陶冶です。それは格率となり、その格率は直接にとが存在し、そしてそこではあらゆることが議論されます。身分制議会はあらゆる国民の徳の根源です」(同節注解)。

は、『要綱』三一五節と同様である。 以上のように、議会の理性的論議が国民世論の陶冶をする点について

妥当しているということを示しています。もしも真の世論が内閣に対立て対立しているように見えます。しかし真の世論は全く異なったものが明を目論んでいます。かくしてこれらの新聞によれば世論は内閣に対しまた、「非常に多くの人々が、日夜、他の人々に対して辛辣な意見表

ているようにも読める。 意見」だということになる。 言い換えれば、 にも通ずる見解をすでに『第一回』の段階で語っているのは注目される。 内閣批判は世論ではないという。いわば「理性的なものは現実的である であるならば現実に内閣に影響をおよぼすから、新聞をにぎわせている 況は世論と内閣が対立しているかのように見えるが、世論が本当の世論 ないからです。」(『第一回』一五五節注解)と述べている。現在の政治状 するとすれば、 彼の法哲学の最初期は「誤謬」 かかる国家においては内閣は自分を維持することは 極論に惑わされないように学生に呼びかけ が 「政府に対して辛辣な 出 来

ように述べている。 『第二回講義』では、議会の公開と「世論」の関係について、以下の

「世論。国家の要件に関する一般大衆の考え方と共同の討論への参加「世論。国家の要件に関する一般大衆の考え方と共同の討論への参加

世論の三者の相互連関を提示している。

「世論の三者の相互連関を提示している。

「四」一二九節注解)と述べ、国民の言論の自由の保障が世論に影響を与論の陶治手段です。従って議会は公開で〔なければなりません〕。」(『第論の関手段です。)のでは、「世論は出版の自由と直接に連関しています。身分制議会は世

政府と議会は世論を軽蔑するのと同じく尊重することができなければな「世論は過ちを犯すこともありえますし、唆されることもあり得ます。一方で立法や行政の側は世論にどういう態度で臨むべきかと言えば、

この表現は『要綱』三一八節に近いものである。単に軽蔑するのではなく、尊重もしなければならないと要望している。(同節)と述べ、世論は他からの影響によって誤りを含みうるからこそ、りません。政治的な教育は主に身分制議会によって〔生まれます〕。」

どに触れるのは『第三回講義』以降である。を繰り返しているのが分かる。そして、世論の根本的な規定や矛盾点な開や言論の自由が世論を陶冶する、という側面に早くから注目し、指摘以上、見てきたように『第一回』『第二回』の両講義とも、議会の公

兀

そして『要綱』に匹敵する構成を成していることである。についての他の記述と同様、『第三回講義』から大幅に記述内容が増え、『要綱』と講義録を比較対照してただちに明らかなことは、「法哲学」

身分制議会も政府も君主もです」(『第三回』S.271)。 な作用を持つものです。すべてのものがこの世論の中で話題になります。 を補完するものです。世論はたいてい大変重要なものであり、また大き なたりが、全体的なことが身分制議会において審議されるということ でさて、すべての人の意見や判断は一般に世論と呼ばれています。こ

ように述べている。 議を補完する」世論はいかなるものか、それをヘーゲルは続いて以下のの名のもとにすべてが話題にされることに触れている。この「議会の審へーゲルはまず、身分制議会の補完的役割として世論が作用し、世論

うしてすべての公的な情勢の結果を含んでいるのです。世論は、このよでいます。世論は国家の心情(Gesinnung)、国民一般の心情であり、こ「世論は、なんといってもそれ自身の中に正義の実体的な原理を含ん

(『第三回』S.271-272)。 中国人は、イギリス人やドイツ人とは全く異なる常識をもっています」ウな側面からは、国民の中における常識と呼ばれるところのものです。

らである。 この、世論が「国民一般の心情」だという発言は重要である。『要綱』 この、世論が「国民一般の心情」だという発言は重要である。『要綱』 この、世論が「国民一般の心情」だという発言は重要である。『要綱』

ただしここから、世論の「矛盾」という問題に議論を進めている。

回』S.272)。『要綱』での議論と同様、私見であるがゆえの問題点を挙げ意見や観念を含む世論は、それ自身、完全に矛盾したものです」(『第三殊性において話題になります。個々人は彼らの特殊性に基づいて自らの殊性において話題になります。個々人そのものが、その独自性と特

語っている。 黙は金」とでも言うべき言葉とともに、世論を把握することの難しさをよく知らないと思っている場合には、沈黙するでしょう。」と述べ、「沈続いて、「意見を表明する人々は、事態がどうなっているかを自分が ている。

的なものでもあるのです」(Ebd.)。世論は、全くつまらないもの、空しいものであると同時に、完全に実質なぜなら、世論は対立を直接その中に含んでいるからです。かくして、「その限りで、世論は、把握するのがきわめて困難な現象の一つです。

その続きで、世論に対する「尊重と軽蔑」という議論が現れる。

ヘーゲル法哲学における「世論」とは何か

いと言えます」(Ebd.)。 がって、世論は一方で尊重され、だが他方では軽蔑されなければならな民の判断や声に関しては相反することが根拠をもって語られます。したの声』ということわざはまったく正しいのです。しかしまた同様に、国の声』目民の意識の普遍的なものは神の声であり、それゆえ『民の声は神

と同様の話をした後で、次のようなことを言っている。 二七節 この後、意見は独自なほど声高に叫ばれる、という『要綱』三一七節

ん」(『第三回』8.272-273)。

たいていはかないものだということを知らないほど、愚かではありませも、直観の中で思い違いをすることがあることや、直接に生じるものは接に知覚したものが真理であるというようになったのです。どんな農民「同じことが哲学の中にもみられます。かくして、哲学者たちは、直

所だと言える。 愚かではない、という言い方で国民の認識に対する信頼を語っている箇思弁を尊ばない哲学の潮流に対する批判を交えながら、どんな農民も

この話の後に、世論に対するヘーゲルの結論が語られる。

「世論の中に何が本当に含まれているかを認識するためには、深い洞察力が必要です。たとえば、もし国民の中である普遍的な不満が支配的であるとすれば、解消されねばならない必要が存在していると想定する必要だとヘーゲルは語っている。このように、「講義録」で語っていると要だとヘーゲルは語っている。このように、「講義録」で語っていると要だとヘーゲルは語っている。このように、「講義録」で語っていると想定するのでが、とれについて世論を問題にしたら、まさに逆のの要だとヘーゲルは語っている。このように、「講義録」で語っていると想定するとができます。だが、それについて世論を問題にしたら、まさに逆のことができます。だが、それについて世論を問題にしたら、まさに逆のである。世論は「世論の中に何が本当に含まれているかを認識するためには、深い洞察力が必要です。

五.

録の特徴である。綱』の様々な言い換えを見ることができるのも『要綱』出版以後の講義えられているので、本文と全く同じ内容は語っていない。その分、『要きたい。『要綱』出版以後は、『要綱』の本文を補足する形式で説明が加いは最後に『要綱』出版後の議論を代表して『第六回講義』を見てい

つ。 述べており、『要綱』での議論と比べ、その積極面の記述の多さが目立 肯定的意義に触れている点である。また世論を「精神の自己主張」だと ーゲルは世論が「尊重されるべきもの」、「神聖なもの」だとして、その 『要綱』のうち、「補遺」に収録された箇所以外で特徴的なのは、へ

世論とそうでない国の世論との決定的な差について触れている。 まず議会の公開と世論の関係については、議会が公開されている国の

ちます」(『第六回』三一五節注解)。 りする国の国民とは、国家の利益にかんして全く違う洞察力と見解を持議会が公開の国の国民は、議会が存在しなかったり、公開されなかった、 「世論にとっては、国家の利益を考える最大の陶冶手段です。その点、

そして世論が本来持つ有用性についても次のように述べている。

世論自体は神聖なのだが、

に受け継がれた後の講義では繰り返し「世論」への肯定的見解を行い、

私見として現れる内容が問題なのであること

の区別を強調した。

大きな力を持ちます」『第六回』三一六節注解)。つが、主観的自由が大きな価値と意味を持つ近代にあっては、とりわけず、それを行うのが憲法体制です。世論はあらゆる時代に大きな力を持家が現実にどうあるべきかは、有機的な仕方のなかで確定されねばなら「世論は、国民の意志や意見の認識を与える非有機的な仕方です。国

後まで変わっていない。「世論は、もっとも尊敬すべきもの、もっとも、さらに、ヘーゲルは世論の「神聖」を述べている。この点の強調は最

るのですから」(『第六回』三一七節注解)。 導き統率する、すべての精神的な規定とカテゴリーと格率を分かってい神聖なものです。なぜならその中に、個人であれ、国民であれ、人間を

述べている。 そして、国民がどこまで世論に「だまされる」のかは、以下のように

を持ち、 って、 と言っても良い。国民は他者に易々と騙されるわけではない。 ている。ここにも国民の判断力に対する根本的な信頼が表明されている 利口である(『第六回』三一八節注解)。 出版前では議会の公開や言論・出版の自由による世論の陶冶に専ら関心 Gescheutheit ihrer Reflexion)」(同節)にだまされる、と述べて 『要綱』 「反省の利口さ」とは、反省力を過信する国民の未熟さでもある」 このように、 国民がだまされるのは、事件や行動や日常活動のたぐい」だけである。 いつも他のことを創作する「三流政治家」には彼の隣人のように 本文と同様、 『第三回講義』で世論の概念規定を確立させ、 講義上で「世論」に対する見方を考察する際、 国民は自分に、「自分の反省 つまり簡単には騙されないと述べ それが の利口さ(die 『要綱』 いる。

謬を克服していく道が開かれている。 が確立・発展され、 ることを規定しているわけではない。偉人による進歩によって憲法体制 た不可避であるが、 を理性的に認識していると言えない当時の状況下では、 全面的に信頼に足る状況ではなく、国民もまた世論と同様、 必ずしも議会の公開や言論の自由が保障されておらず、 しかしそれは今後も偉人によってのみ歴史が進歩す 議会の公開、言論・ 『要綱』 出版の自由によって、 三一八節の最後に示唆し 偉人の登場もま 従って世論 国家や議会 世論は誤

たことはそれにあたると言えるだろう。

固定する要素は見出し得ない。 に対する警戒は窺えても、 させる。この視点からは、 成し、国民精神を体現する世論はそれをより理性的に優れたものに成長 らの繋がりで見れば、市民社会内での民主主義の発展が身分制議会を構 る。それが議会の公開であり、 世論がより理性的に信頼するに足る存在になるための方法が提示され だとヘーゲルが捉えていたことを示している。この観点から必然的に、 すでに、 ることを指摘していたが、この観点は、世論が理性的に成長しうる存在 に対していわば「建設的」であったと言えるだろう。 それらの意味で、ヘーゲルの世論に対する態度は、 世論には積極面と消極面、肯定面と否定面のそれぞれ両面があ 極端な私見を世論と称して振りまいている者 国民精神を認識し得ない愚かな存在に国民を 言論・出版の自由である。 当時の国民の知性 『第二回講義』で 市民社会論

結論

る。 の自由は守られなければならない。かくして、世論の理性性は民主化 愚かさを克服していくために議会の討論はもっと公開され、出版・言論 れは現在の国民のだれかが愚かな認識を内包しているからであり、その 逆に国民が陶冶されるための媒体でもある。たとえば現瞬間、 ても、それは将来的に克服されうるものであることを国民自身が認識し バロメーターとなる。 に対して国民が て実践していくことで、 「世論」に関する議論でヘーゲルが説いたのは 論」とは、 「それは誤っているのではないか」と思ったならば、そ 国民が公の世界の真理を認識するための媒体であり、 たとえ現状の世論が愚かなものを含んでいたとし 世論は鋭さを鍛え、議会を制御可能なものとす 理性的世論形成 ある世論

得ないのである。の道」だったと言えるだろう。だから世論や国民が無力、無能ではありの道」だったと言えるだろう。だから世論や国民が無力、無能ではあり

【原典及び邦訳、参考文献】

で終了している。
で終了している。
「第七回講義」は開講して程なくヘーゲルが急死したため途中即でである。ただし邦訳引用の際は、訳語や文体の統一のため必要にの通りである。ただし邦訳引用の際は、訳語や文体の統一のため必要にの近て改めている。「第四回講義」は国家論のノートが欠如しているためにて改めている。「第四回講義」は国家論の書義を行っている。本稿で使

Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse, mit Hegels eigenhändigen Notizen und den mündlichen Zusätzen, Frankfurt am Main, 1970, Bd.7. (参照した邦訳)藤野渉・赤沢正敏 Frankfurt am Main, 1970, Bd.7. (参照した邦訳)藤野渉・赤沢正敏 中。上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳『ヘーゲル全集 法の哲学』(上・下年。上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳『ヘーゲル全集 法の哲学』(上・下

講義 一八一七—一八年『第一回講義』:G.W.F. Hegel, Die Philosophie des した。 尼寺義弘訳 Homeyer (Berlin 1818/19), herausgegeben, eingeleitet und erläutert Rechts, die Mitschriften Wannenmann (Heidelberg 1817/18) und 法学部学生P・ヴァンネンマン手稿』晃洋書房、二○○二年、 von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart, 1983. ハイデルベルク 『自然法および国家学に関する講義 一八一八/一九冬学期序説 (『第一回講義』については、 一八一七/一八冬学期 (付録) を参考に ベルリン

aus der Heidelberger Enzyklopädie 1817, mit Hegels Vorlesungsnotizen 1818-1819, Naturrecht und Staatswissenschaft nach der Vorlesungsnachschrift von C.G.Homeyer 1818/19, Zeitgenossische Rezensionen der "Rechtsphilosophie", herausgegeben von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1973, Bd.1. (『第二回講義録一八一八/一九年、冬学期・ベルリン C・G・ホーマイヤー手稿』晃洋書房、二〇〇三年、冬参考にした。)

・一八一九一二〇年『第三回講義』(本稿は主にヘンリッヒ編を用いたが、リンギアによる筆記ノートも参照した) :G.W.F.Hegel, Philosophie des Rechts, die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift, herausgegeben von Dieter Henrich, Frankfurt am Main, 1983. (邦訳)中村浩爾・牧野広義・形野清貴・田中幸世訳『ヘーゲル法哲学講義録 1819/20』法律文化社、二〇〇二年

・一八二二―二三年 『第五回講義』 (ホトー・ノートを用いた) :G.W.F.Hegel, *Philosophie des Rechts, nach der Vorlesungsnachschrift von H.G. Hotho 1822/23*, herausgegeben von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1974, Bd.3.

· 一八二四一二五年『第六回講義』:G.W.F.Hegel, Philosophie des Rechts, nach der Vorlesungsnachschrift K.G.v.Griesheims 1824/25, Der objektive Geist aus der Berliner Enzyklopädie zweite und dritte

Auflage (1827 und 1830), Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift von D.F.Strauss 1831 mit Hegels Vorlesungsnotizen, herausgegeben von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1974, Bd.4. (邦訳) 長谷川宏訳『法哲学講義』作品社、二〇〇〇年。

注

① 柴田高好『ヘーゲルの国家理論』日本評論社、一九八六年、一八○ペ

上妻精・小林靖昌・高柳良治著、有斐閣新書、一九八〇年

かれる。」と述べられている。 手元にある『デジタル大辞泉』(小学館)には「ある公共の問題につい)手元にある『デジタル大辞泉』(小項目電子辞書版)』では「世帝あろう。『ブリタニカ国際大百科事典(小項目電子辞書版)』では「世帝あろう。『ブリタニカ国際大百科事典(小項目電子辞書版)』では「世帝あるう。『デジタル大辞泉』(小学館)には「ある公共の問題につい)手元にある『デジタル大辞泉』(小学館)には「ある公共の問題につい

一九七九年、一二八ページ。⑥ルソー『演劇について ダランベールへの手紙』今野一雄訳、岩波文庫

(関西大学非常勤講師